

新公立病院改革プラン

団体コード	162019
施設コード	001

団 体 名	富山市																																												
プ ラ ン の 名 称	富山市 新公立病院改革プラン																																												
策 定 日	平成 29 年 3 月 (平成30年7月一部修正)																																												
対 象 期 間	平成 29 年度 ~ 平成 32 年度																																												
病院の現状	病 院 名	富山市立富山市民病院			現在の経営形態	公営企業法全部適用																																							
	所 在 地	富山市今泉北部町2番地1																																											
	病 床 数	病床種別	一般	療養	精神	結核	感染症	計																																					
			539	0	50	0	6	595																																					
一般・療養病床の病床機能	高度急性期	急性期	回復期	慢性期	計※	※一般・療養病床の合計数と一致すること																																							
	18	521	0	0	539																																								
診療科目	科目名	内科、精神科、神経内科、呼吸器内科、消化器内科、循環器内科、内分泌代謝内科、血液内科、腎臓内科、内視鏡内科、透析内科、腫瘍内科、小児科、外科、乳腺外科、消化器外科、整形外科、形成外科、脳神経外科、呼吸器・血管外科、皮膚科、泌尿器科、産婦人科、眼科、耳鼻いんこう科、放射線治療科、放射線診断科、歯科口腔外科、麻酔科、ペインクリニック内科、緩和ケア内科、病理診断科、リハビリテーション科、救急科 計 34科																																											
(1) 地域医療構想を踏まえた当該病院の果たすべき役割 (対象期間末における具体的な将来像および平成37年(2025年)における具体的な将来像)	<p>富山県の地域医療構想における将来の必要病床数などの推計によれば、富山医療圏は、今後、高度急性期及び急性期の機能を有する病床が余剰となる一方、回復期の機能を有する病床は大幅に不足し、また在宅医療が必要となる患者数も大幅に増加する試算となっている。</p> <p>そのため、市民病院においては、当面は現状の維持を図ることとし、今後の同医療圏内の病床機能の方向性等を見極めながら、2025年における当院の適正な病床数について検討を進めるとともに、増加する在宅医療については、急変時等の救急や入院の受け入れや在宅医療を担う医療従事者との連携を積極的に行うなど、2025年における医療ニーズに的確かつ柔軟に対応していきたいと考えている。</p>																																												
	<p>○ 富山医療圏における病床機能報告と必要病床数の比較</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>病床機能区分</th> <th>平成27年度 病床機能報告 (A)</th> <th>平成37年必要病床数 (国推計値) (B)</th> <th>差(A - B) (▲は不足)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>高度急性期</td> <td>1,437床</td> <td>536床</td> <td>901床</td> </tr> <tr> <td>急性期</td> <td>2,136床</td> <td>1,648床</td> <td>488床</td> </tr> <tr> <td>回復期</td> <td>444床</td> <td>1,360床</td> <td>▲916床</td> </tr> <tr> <td>慢性期</td> <td>2,928床</td> <td>1,374床</td> <td>1,554床</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>4,017床</td> <td>3,544床</td> <td>473床</td> </tr> </tbody> </table> <p>【参考】富山市民病院の状況</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>病床機能区分</th> <th>平成26年度 病床機能報告</th> <th>平成27年度 病床機能報告</th> <th>平成28年度 病床機能報告</th> <th>平成29年度 病床機能報告</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>高度急性期</td> <td>12床</td> <td>18床</td> <td>18床</td> <td>18床</td> </tr> <tr> <td>急性期</td> <td>533床</td> <td>521床</td> <td>521床</td> <td>521床</td> </tr> </tbody> </table>							病床機能区分	平成27年度 病床機能報告 (A)	平成37年必要病床数 (国推計値) (B)	差(A - B) (▲は不足)	高度急性期	1,437床	536床	901床	急性期	2,136床	1,648床	488床	回復期	444床	1,360床	▲916床	慢性期	2,928床	1,374床	1,554床	計	4,017床	3,544床	473床	病床機能区分	平成26年度 病床機能報告	平成27年度 病床機能報告	平成28年度 病床機能報告	平成29年度 病床機能報告	高度急性期	12床	18床	18床	18床	急性期	533床	521床	521床
病床機能区分	平成27年度 病床機能報告 (A)	平成37年必要病床数 (国推計値) (B)	差(A - B) (▲は不足)																																										
高度急性期	1,437床	536床	901床																																										
急性期	2,136床	1,648床	488床																																										
回復期	444床	1,360床	▲916床																																										
慢性期	2,928床	1,374床	1,554床																																										
計	4,017床	3,544床	473床																																										
病床機能区分	平成26年度 病床機能報告	平成27年度 病床機能報告	平成28年度 病床機能報告	平成29年度 病床機能報告																																									
高度急性期	12床	18床	18床	18床																																									
急性期	533床	521床	521床	521床																																									

② 地域包括ケアシステムの構築に向けて果たすべき役割	<p>高度急性期・急性期医療を担う地域の中核病院として、他の医療機関との機能分担及び連携を推進するとともに、患者が退院後も切れ目のないケアを受けられるよう、地域の在宅医療を含む医療、福祉及び介護に関わる関係機関と連携強化を図る。</p> <p>また富山市では、平成29年4月に旧総曲輪小学校跡地に在宅療養支援診療所「まちなか診療所」や訪問介護ステーション、病児・病後児保育等の医療・介護・福祉が一体となった地域包括ケア拠点施設「総曲輪レガートスクエア」を開設する。</p> <p>市民病院では、この地域包括ケア拠点施設の医療スタッフとして看護師を派遣するほか、「まちなか診療所」で在宅医療を受けている方が病状の悪化により入院・検査などの診療が必要となった際に、積極的に受け入れるなどの連携、支援を図ることとしている。</p>								
③ 一般会計負担の考え方 (繰出基準の概要)	<p>地方公営企業は独立採算制を原則としているが、地域医療を確保するために、採算をとることが困難な場合でも医療を行わなければならないという自治体病院の役割を考慮し、救急医療や高度医療など不採算部門に要する経費等については、今後も安定的・継続的に質の高い医療を提供していくため、国の定める繰出基準の範囲内において、適正な繰出しを行う。</p>								
④ 医療機能等指標に係る数値目標									
1)医療機能・医療品質に係るもの	26年度 (実績)	27年度 (実績)	28年度 (実績)	29年度 (実績)	30年度	31年度	32年度	備考	
救急患者数(人)	8,184	7,571	7,829	7,663	7,800	8,000	8,200		
手術件数(件)	3,802	3,983	4,082	4,037	4,200	4,300	4,500		
2)その他	26年度 (実績)	27年度 (実績)	28年度 (実績)	29年度 (実績)	30年度	31年度	32年度	備考	
紹介率(%)	54.4	56.1	63.4	65.5	66.0	68.0	70.0		
逆紹介率(%)	80.4	82.4	104.5	103.6	100.0	100.0	100.0		
⑤ 住民の理解のための取組	<p>市民病院が発刊する広報誌「きよら」や「連携と支援」、ホームページ等を活用して、市民病院の医療機能や事業内容、高度医療機器の導入等について、地域の住民や医療機関に分かりやすく、積極的に情報発信する。</p> <p>また、市民公開健康講座を1年を通じて開催し、市民の医療や健康に対する意識の啓発を推進する。</p>								
① ② ③ ④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ⑨ ⑩ ⑪ ⑫ ⑬ ⑭ ⑮ ⑯ ⑰ ⑱ ⑲ ⑳ ㉑ ㉒ ㉓ ㉔ ㉕ ㉖ ㉗ ㉘ ㉙ ㉚ ㉛ ㉜ ㉝ ㉞ ㉟ ㊱ ㊲ ㊳ ㊴ ㊵ ㊶ ㊷ ㊸ ㊹ ㊺ ㊻ ㊼ ㊽ ㊾ ㊿	① 経営指標に係る数値目標								
	1)収支改善に係るもの	26年度 (実績)	27年度 (実績)	28年度 (実績)	29年度 (実績)	30年度	31年度	32年度	備考
	経常収支比率(%)	100.4	102.4	99.3	97.7	100.1	100.1	101.1	
	医業収支比率(%)	93.3	95.3	92.1	91.4	94.6	94.2	95.6	
	2)経費削減に係るもの	26年度 (実績)	27年度 (実績)	28年度 (実績)	29年度 (実績)	30年度	31年度	32年度	備考
	人件費の対医業収益比率(%)	60.6	58.2	61.0	61.7	59.3	59.1	57.6	
	材料費の対医業収益比率(%)	23.1	23.2	23.7	23.4	23.4	23.6	23.7	
	後発医薬品数量シェア率(%)	66.4	83.6	88.4	92.4	85.0	85.0	85.0	
	3)収入確保に係るもの	26年度 (実績)	27年度 (実績)	28年度 (実績)	29年度 (実績)	30年度	31年度	32年度	備考
	1日当たり入院患者数(人)	427.4	428.2	404.2	396.5	407.0	412.0	417.0	
	入院患者1日当たり診療収入(円)	49,940	48,909	53,501	53,961	54,250	54,740	55,230	
	1日当たり外来患者数(人)	1,049.4	1,084.3	1,043.8	1,035.4	1,040.0	1,044.0	1,045.0	

	外来患者1日当たり診療収入(円)	10,120	10,937	10,324	10,455	10,720	10,910	11,000	
	新規入院患者数(人)	9,751	9,847	10,542	10,286	11,400	11,400	11,400	
	病床稼働率(%)	71.8	72.0%	68.0%	66.7%	68.4%	69.2%	70.1%	
4) 経営の安定性に係るもの	26年度(実績)	27年度(実績)	28年度(実績)	29年度(実績)	30年度	31年度	32年度	備考	
	医師数(人)	53	86	91	89	85	85	85	
	企業償還金比率(%)	5.0	5.8	6.2	6.2	6.0	6.6	5.7	
上記数値目標設定の考え方	<p>適正な利益の確保は、医療の質の向上や高度で専門的な医療提供体制の整備に欠かせない要素である。</p> <p>そのため、市民病院では経常収支の黒字の維持を大きな目標として、経営の効率化に努めてきたところであり、今後も経常収支の黒字を維持するために求められる数値を目標値として設定する。</p> <p>なお、平成29年度に「第4期経営改善計画(2018年度～2020年度)」を策定したなかで改めて数値目標の検証を行い、本プランにおける数値目標の修正を行った。</p>								
② 経常収支比率に係る目標設定の考え方(対象期間中に経常黒字化が難しい場合の理由及び黒字化を目指す時期、その他目標設定の特例を採用した理由)	<p>これまで、第1～3期経営改善計画に掲げる施策を着実に実施することにより、平成22年度以降6年連続で経常収支の黒字を維持しており、この適正な利益の確保が、医療の質の向上や高度で専門的な医療提供体制の整備に欠かせない要素となっている。</p> <p>このことから、市民病院が、引き続き地域住民に質の高い医療を提供していくために、新改革プランにおいても「経常収支の黒字の維持」を目標とする。</p>								
③ 目標達成に向けた具体的な取組(どのような取組をどの時期に行うかについて、特に留意すべき事項も踏まえ記入)	民間的経営手法の導入	<p>平成23年4月に、地方公営企業法の一部適用から全部適用に経営形態を見直し、事業管理者を設置した。</p> <p>これに伴い、事業管理者のもとに経営に関する幅広い「権限」が付与されたことから、迅速な経営判断ができるようになり、人員配置や医療環境の変化に「機動的」かつ「柔軟」に対応できるようになった結果、病院事業の単年度収支は、平成22年度以降、6年連続で経常収支の黒字を維持しているところであり、地方公営企業法の全部適用への見直しは、一定の成果を挙げているものと考えている。</p> <p>このことから、経営形態のさらなる見直しについては、現時点で考えていないが、今後も経営の効率化など病院改革に積極的に取り組むこととしている。</p>							
	事業規模・事業形態の見直し	<p>富山県の地域医療構想における将来の必要病床数などの推計によれば、富山医療圏は、今後、高度急性期及び急性期の機能を有する病床が余剰となる一方、回復期の機能を有する病床は大幅に不足し、また在宅医療が必要となる患者数も大幅に増加する試算となっている。</p> <p>そのため、市民病院においては、今後の同医療圏内の病床機能の方向性等を見極めながら、2025年における当院の適正な病床数について検討を進めることとしている。</p>							
	経費削減・抑制対策	<p>① 経費の削減</p> <p>毎年目標を定め実施しており、一定の成果が見られる。引き続き、徹底した業務改善を行うことで、業務の効率化と人員の適正配置を進め、時間外業務の削減などにより経費の削減に努める。</p> <p>また、医師の協力を得ながら抗がん剤の後発医薬品への転換を進めるなど、引き続き後発医薬品の採用拡大等に取り組む。</p> <p>さらに、今後増加すると見込まれる高度な技術を要する鏡視下手術や内視鏡手術に伴う診療材料費の増加にも適切に対応し、より良い材料の適切な価格での購入と無駄のない利用を進める。</p> <p>その他、平成27年度に策定した「医療情報システム全体最適化方針」に基づき、システムのライフサイクル統合の推進等を図ることにより肥大化しているシステム関連費用の削減に努める。</p>							

	<p>② 計画的な施設改良 医療の質の向上や施設老朽化への対応を目的として、これまで病棟改修や外来改修等を行っている。今後も、病院機能を維持・向上させるための改修工事や設備機器の更新等について病院のビジョンや中長期的な経営状況、費用対効果等を考慮しながら計画的に実施する。</p>
<p>収入増加・確保対策</p>	<p>① 救急・紹介患者の円滑な受入れ 救急患者や紹介患者の増加は、新規入院患者数の増加に直結し、収益増加に結び付くものと考えている。 そのため、市民病院では、地域の開業医との情報交換や診療所訪問等を継続して実施し、市民病院が有する医療提供体制についての周知に努めるとともに、救急総合医療の充実やクリニカルパスの使用促進、業務の標準化等により、救急患者や紹介患者の円滑な受け入れを進める。また、比較的重症度の高い救急患者の受入体制の整備について、これまで以上に積極的に取り組む。</p> <p>② 高度専門医療の充実 急性期・高度急性期を担っていくために、がん診療や心血管病診療を始めとして市民病院の診療の価値を高めることが必要である。 そのため、市民病院では、高度で専門的な医療に必要な医療機器の導入・更新を、費用対効果や優先度等を勘案しながら計画的に進める。</p> <p>③ 広報等による情報発信 市民病院が持つ医療機能や事業内容、高度医療機器の導入等について、市民病院が発刊する広報誌「きよら」や「連携と支援」、ホームページ等を活用して、地域の住民や医療機関に分かりやすく、積極的に情報発信することにより、患者数の増加に繋げる。</p> <p>④ 医事機能の強化 診療報酬改定や制度の変更に対して迅速かつ的確な対応が収益確保には不可欠であることから、医療制度や医事業務に精通した職員の育成など、医事機能の強化を図る。</p>
<p>その他</p>	<p>① 急性期病床基準の厳格化に対する取り組み 平成28年度の診療報酬改定では、7対1入院基本料等の施設基準が見直しされ、急性期病院としての要件がより厳格化された。 この施設基準の見直しに対し、市民病院では、比較的重症度の高い救急患者の受け入れに確実に対応できる体制の確保や、看護師をはじめとする医療スタッフの適正な配置、充実したりハビリ体制による早期の在宅復帰などを積極的に行うことにより要件をクリアし、引き続き「7対1看護体制」の急性期病床を維持する。</p> <p>② チーム医療のさらなる促進 専門職種がチームを組んでそれぞれの専門分野での経験や知識、技術を集約して患者に最も適した最新の治療にあたる「チーム医療」は、安全で質の高い医療を目指すために重要であることから、市民病院では、大腿骨頸部・転子部骨折に関するチームや脳卒中に関するチームなど多くのチーム医療の提供に積極的に取り組んでいる。 今後は、これまで進めてきた各種チーム医療をさらに充実させていくとともに、新たなチーム医療を構築して「病院全体で地域の患者を支える」というコンセプトをブランド化するため、医師・看護師・医療技術職・事務職すべてが力を合わせて取り組む。</p> <p>③ 医療スタッフの育成 病院経営では、人件費の適正化を図る必要もあることから、職員数を増やすことは難しくなっている。そのため、これからは職員一人ひとりの価値・生産性を向上させる。 また、医療スタッフの育成については、各種学会や研修会への参加を支援していくとともに、今後、新たな人材育成プログラムを構築し、中長期的な視点で病院職員として必要な知識の向上や技能の習得、組織における役割認識の醸成を図るとともに、職員のモチベーション向上にも繋げる。</p>

④ 手術部門の改修
 市民病院では、手術部門の老朽化が著しく、現在のままでは医療技術の急速な進歩や施設管理に対する考え方の変化に対応していくことが困難になりつつある。その一方で、手術件数は年々増加傾向にあり、早急な対策が必要となっていることから、手術部門の改修を行うこととしており、今後、具体的な検討を行う。

⑤ 電子カルテシステムの更新
 市民病院では、平成27年度に「医療情報システム最適化方針」を策定しており、今後その方針に基づき、平成30年度を目途に、国の標準仕様に準拠したパッケージ型電子カルテシステムを導入（更新）し、地域医療連携の促進を図る。

⑥ 地域がん診療連携拠点病院の指定に向けた取り組み
 市民病院は、平成27年8月に「富山県がん診療地域連携拠点病院」に指定されている。
 また、平成28年4月から最新の放射線治療装置による治療を開始したほか、高度な技術を要する鏡視下手術など患者に負担の少ない、質の高いがん治療に積極的に取り組んでおり、治療実績を着実に積み上げることで国による早期の再指定を目指す。

④ 新改革プラン対象期間中の各年度の収支計画等

別紙1記載

(3) 再編・ネットワーク化

当該公立病院の状況

- 施設の新設・建替等を行う予定がある
- 病床利用率が特に低水準(過去3年間連続して70%未満)
- 地域医療構想等を踏まえ医療機能の見直しを検討する必要がある

二次医療又は構想区域内の病院等配置の現況

・富山医療圏の病院等配置状況(平成27年度「病床機能報告」より)
 病院数 50施設、一般診療所 378施設、歯科診療所 223施設
 一般病床数 4,131床、療養病床数 2,627床

○ 富山医療圏における病床機能報告と必要病床数の比較

病床機能区分	平成27年度 病床機能報告 (A)	平成37年必要病床数 (国推計値) (B)	差(A - B) (▲は不足)
高度急性期	1,437床	536床	901床
急性期	2,136床	1,648床	488床
回復期	444床	1,360床	▲916床
慢性期	2,928床	1,374床	1,554床
計	4,017床	3,544床	473床

当該病院に係る再編・ネットワーク化計画の概要

<時期>

<内容>

(注)
 1 詳細は別紙添付可
 2 具体的な計画が未定の場合は、①検討・協議の方向性、②検討・協議体制、③検討・協議のスケジュール、結論を取りまとめる時期を明記すること。

市民病院は、建設から32年が経過しており、施設・設備等の老朽化が著しくなっていることから、今後、新たに示される地域医療構想を踏まえて、施設の改築を含めた将来の在り方について、検討していく予定である。

(4) 経営形態の見直し	経営形態の現況 (該当箇所に✓を記入)	<input type="checkbox"/> 公営企業法財務適用 <input checked="" type="checkbox"/> 公営企業法全部適用 <input type="checkbox"/> 地方独立行政法人 <input type="checkbox"/> 指定管理者制度 <input type="checkbox"/> 一部事務組合・広域連合			
	経営形態の見直し(検討)の方向性 (該当箇所に✓を記入、検討中の場合は複数可)	<input type="checkbox"/> 公営企業法全部適用 <input type="checkbox"/> 地方独立行政法人 <input type="checkbox"/> 指定管理者制度 <input type="checkbox"/> 民間譲渡 <input type="checkbox"/> 診療所化 <input type="checkbox"/> 老健施設など、医療機関以外の事業形態への移行			
	経営形態見直し計画の概要 (注) 1 詳細は別紙添付可 2 具体的な計画が未定の場合は、①検討・協議の方向性、②検討・協議体制、③検討・協議のスケジュール、結論を取りまとめる時期を明記すること。	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%; text-align: center;"><時期></td> <td style="text-align: center;"><内容></td> </tr> <tr> <td></td> <td> <p>市民病院は、平成20年度に策定した公立病院改革プランに基づき、平成23年4月1日に経営形態を地方公営企業法の全部適用に移行した。また、経営改善を着実に実行し、平成23年度から平成27年度まで経常黒字を維持しており、一定の成果を挙げている。</p> <p>このことから、現在は、経営形態の見直し作業は行っていないが、今後も経営の効率化など病院改革に積極的に取り組むこととしている。</p> </td> </tr> </table>	<時期>	<内容>	
<時期>	<内容>				
	<p>市民病院は、平成20年度に策定した公立病院改革プランに基づき、平成23年4月1日に経営形態を地方公営企業法の全部適用に移行した。また、経営改善を着実に実行し、平成23年度から平成27年度まで経常黒字を維持しており、一定の成果を挙げている。</p> <p>このことから、現在は、経営形態の見直し作業は行っていないが、今後も経営の効率化など病院改革に積極的に取り組むこととしている。</p>				
(5) (都道府県以外記載) 新改革プラン策定に関する都道府県からの助言や再編・ネットワーク化計画策定への都道府県の参画の状況					
※点検・評価・公表等の体制 (委員会等を設置する場合その概要)	外部の有識者等で構成される「経営改善委員会」による点検・評価				
点検・評価の時期 (毎年〇月頃等)	毎年2月頃				
公表の方法	ホームページなど				
その他特記事項					

1. 収支計画 (収益的収支)(税込)

(単位:百万円、%)

年度 区分		25年度(実績)	26年度(実績)	27年度(実績)	28年度(実績)	29年度(実績)	30年度	31年度	32年度
収	1. 医 業 収 益 a	10,722	10,849	11,038	11,010	10,950	11,300	11,559	11,738
	(1) 入 院 ・ 外 来 収 益	10,257	10,376	10,546	10,512	10,451	10,781	11,034	11,200
	(2) そ の 他	465	473	492	498	499	519	525	538
	うち他会計負担金	146	146	153	153	164	169	169	169
	2. 医 業 外 収 益	991	1,029	1,046	1,037	917	881	942	916
	(1) 他会計負担金・補助金	881	901	928	925	808	774	836	811
	(2) 国 (県) 補 助 金	29	25	14	20	18	17	17	17
	(3) 長 期 前 受 金 戻 入	0	22	21	18	18	15	13	11
	(4) そ の 他	81	81	83	74	73	75	76	77
	経 常 収 益 (A)	11,713	11,878	12,084	12,046	11,867	12,181	12,501	12,654
入	1. 医 業 費 用 b	10,892	11,632	11,588	11,953	11,986	11,943	12,274	12,276
	(1) 職 員 給 与 費 c	6,025	6,569	6,425	6,721	6,753	6,696	6,832	6,766
	(2) 材 料 費	2,428	2,502	2,560	2,615	2,564	2,647	2,723	2,777
	(3) 経 費	1,722	1,785	1,797	1,811	1,888	1,833	1,850	1,867
	(4) 減 価 償 却 費	630	704	722	751	727	676	788	769
	(5) そ の 他	87	72	84	55	54	91	81	97
	2. 医 業 外 費 用	150	194	211	178	165	225	211	242
	(1) 支 払 利 息	46	42	38	35	31	27	22	21
	(2) そ の 他	104	152	173	143	134	198	189	221
	経 常 費 用 (B)	11,042	11,826	11,799	12,131	12,151	12,168	12,485	12,518
経 常 損 益 (A)-(B) (C)	671	52	285	▲ 85	▲ 284	13	16	136	
特別損益	1. 特 別 利 益 (D)	0	0	0	0	0	15	0	0
	2. 特 別 損 失 (E)	9	4,394	0	0	0	0	0	0
	特 別 損 益 (D)-(E) (F)	▲ 9	▲ 4,394	0	0	0	15	0	0
純 損 益 (C)+(F)	662	▲ 4,342	285	▲ 85	▲ 284	28	16	136	
累 積 欠 損 金 (G)	9,523	4,339	4,059	4,148	4,437				
経 常 収 支 比 率 $\frac{(A)}{(B)} \times 100$	106.1	100.4	102.4	99.3	97.4	100.1	100.1	101.1	
医 業 収 支 比 率 $\frac{a}{b} \times 100$	97.0	93.3	95.3	92.1	91.4	94.6	94.2	95.6	
職 員 給 与 費 対 医 業 収 益 比 率 $\frac{c}{a} \times 100$	56.2	60.6	58.2	61.0	61.7	58.6	57.8	58.5	
病 床 利 用 率	73.8	71.8	72.0	68.0	66.7	68.4	69.2	70.1	

2. 収支計画(資本的収支)(税込)

(単位:百万円、%)

年度		年度							
		25年度(実績)	26年度(実績)	27年度(実績)	28年度(実績)	29年度(実績)	30年度	31年度	32年度
収 入	1. 企業債	680	601	988	428	422	1,284	930	920
	2. 他会計出資金	175	74	76	80	90	133	129	103
	3. 他会計負担金	0	0	0	0	0	0	0	0
	4. 他会計借入金	0	0	0	0	0	0	0	0
	5. 他会計補助金	0	0	0	0	0	0	0	0
	6. 国(県)補助金	47	0	0	0	0	0	0	0
	7. その他	15	0	0	0	0	0	0	0
	収入計 (a)	917	675	1,064	508	512	1,417	1,059	1,023
	うち翌年度へ繰り越される 支出の財源充当額 (b)	0	0	0	0	0	0	0	0
	前年度許可債で当年度借入分 (c)	0	0	0	0	0	0	0	0
純計(a)-{(b)+(c)} (A)	917	675	1,064	508	512	1,417	1,059	1,023	
支 出	1. 建設改良費	763	617	1,000	433	392	1,284	930	920
	2. 企業債償還金	630	537	639	687	682	674	764	671
	3. 他会計長期借入金返還金	100	100	100	100	100	0	0	0
	4. その他	0	0	0	0	0	0	0	0
	支出計 (B)	1,493	1,254	1,739	1,220	1,174	1,958	1,694	1,591
差引不足額 (B)-(A) (C)	576	579	675	712	662	541	635	568	
補 て ん 財 源	1. 損益勘定留保資金	576	579	675	712	662	541	635	568
	2. 利益剰余金処分量	0	0	0	0	0	0	0	0
	3. 繰越工事資金	0	0	0	0	0	0	0	0
	4. その他	0	0	0	0	0	0	0	0
	計 (D)	576	579	675	712	662	541	634	568
補てん財源不足額 (C)-(D) (E)	0	0	0	0	0	0	0	0	
当年度同意等債で未借入 又は未発行の額 (F)	0	0	0	0	0	0	0	0	
実質財源不足額 (E)-(F)	0	0	0	0	0	0	0	0	

- 複数の病院を有する事業にあつては、合計表のほか、別途、病院ごとの計画を作成すること。
- 金額の単位は適宜変更することも可能。(例)千円単位。

3. 一般会計等からの繰入金の見通し

(単位:百万円)

	25年度(実績)	26年度(実績)	27年度(実績)	28年度(実績)	29年度(実績)	30年度	31年度	32年度
収益的収支	(97)	(92)	(62)	(22)	(22)	(22)	(22)	(22)
	1,027	1,047	1,081	1,078	972	943	1,006	980
資本的収支	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)
	175	74	76	80	90	133	129	103
合計	(97)	(92)	(62)	(22)	(22)	(22)	(22)	(22)
	1,202	1,121	1,157	1,158	1,062	1,076	1,134	1,083

(注)

- ()内はうち基準外繰入金額を記入すること。
- 「基準外繰入金」とは、「地方公営企業繰出金について」(総務副大臣通知)に基づき他会計から公営企業会計へ繰り入れられる繰入金以外の繰入金をいうものであること。